

令和4年第5回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月20日(金)13時30分～15時21分

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員

(16名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
委員	2番	佐々木達也
委員	3番	高橋かおる
委員	4番	白澤克美
委員	5番	熊谷洋司
委員	6番	川村良道
委員	7番	川村和男
委員	8番	佐々木博
委員	9番	星川忠博
委員	10番	藤原幸藏
委員	11番	佐藤俊孝
委員	12番	高原弘明
委員	13番	阿部江利子
委員	14番	白澤和実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第8 議案第2号 農地法の適用除外証明願いに対する許否決定について

日程第9 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 鎌田順子

主任主事 藤原佳芳里

主事 鈴木玲香(産業観光課主事併任)

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和4年第5回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということでございますので、それでは当職より指名いたします。10番、藤原幸藏委員、11番、佐藤俊孝委員、12番、高原弘明委員にお願いをいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、鈴木玲香主事にお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声でございますので、それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご説明いたします。

業務の経過報告ですが、4月25日午前10時から農政審議会、午前11時からは農業対策会議が実施されております。5月に入りまして13日、農地転用現地調査、同じくあっせん会議。18日、市町村農業委員会会長・事務局長合同研修会がございました。これは私が本来は行くべきだったのですが、家族がコロナ陽性ということで職務代理にお願いいたしました。本日20日、令和4年第5回矢巾町農業委員会総会ということになっております。

以上、報告といたします。

佐々木昭英委員 15番、佐々木です。5月18日、会長に代わって会長・事務局長合同会議研修会に参加してまいりました。中身はですね、いろいろあったんですが、一番皆さんが興味ある関心ある、これからの農業委員の記録簿の書き方を報告したいと思います。

今までですね、農地の新たな最適利用化を必ず書くように、ということでした。

後刻、事務局長から説明がありますが私のほうから簡単に説明いたします。何かと言いますと、農地の最適化活動は、まずは担い手の農地集積、それから遊休農地の発生防止の解消、それから新規参入の促進活動、この三つを必ずこれから書くみたいなんです。で、今参加している農業委員会の総会とか研修会には、これは最適化活動にはカウントされないようです。

従いまして、これからは本当に農業委員として難しいかなって、でもやるしかないですね。今までですね、ちゃんと記録簿に書いている方もおりますが、地域の農地の見守りや、やったこととか、近所の農家の声かけそれから農地の相談対応、電話とかですね、田んぼであったことも必ず書くようにしてくださいということです。

従いまして、これが5月は厳しいですが、6月からは月10日以上、10日間、電話1本でも1回ですので、10日は必ず書くように。そうしなければ、その交付金もおりないということでした。

以上簡単ですが、よろしくお願いします。

議長 今、代理の方からもご説明ございました。ほか、何かご質問ございましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。

4月の25日に農政審議会、それから農業対策会議委員会が開催されておりますが、我々委員に還元できる内容がありましたら紹介をお願いします。

議長 すみません、今、25日の説明をしなくていいかということでお話してましたけど、ちょっと資料的には別ですので、この件に関しては、もしありましたら全員協議会の方でこの部分だけご説明申し上げたいと思いますので、申し訳ないです。

佐藤俊孝委員 全員協議会で説明があるということですか。ここの部分だけ、農政審議会と農業対策会議委員会での内容はということだったのか、ご報告いただきたいと思います。

特に注視しているのが、農地法3条の下限面積の撤廃、それから、経営基盤強化法の改正、これを昨日、参議院を通過しましたので、それについて当委員会がやらなければならない事業の内容が出てきますね。

目標地図作成もですね、それが素案を委員会として作って役場の方に出すというような流れ方になるようですので、それらの場合も、もし触れられてあったのであればお示しいただければという内容で、質問いたしました。

以上です。

議長 はい、わかりました。その他ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、では、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(報告第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第1号について補足説明させていただきます。

こちらにつきましては、あっせん希望の詳細を確認するため、あっせん希望申出書を提出していただくこととなっております。

続きまして番号5番につきましては、耕作が続けられなくなるため、借りている農地については貸借契約を解約し、●●●●氏が相続した所有地を含めまして●●●●氏に耕作をお願いすることとなっております。

貸借契約の解約につきましては報告第2号、●●●●氏に耕作をお願いすることにつきましては議案第3号に挙げられております。

続きまして、番号8番につきましては、●●●●さんの農地につきましては、相続後、●●●●氏に売却予定となっております。こちらにつきましては、議案第1号に挙げられております。以上でございます。

議長 それでは質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。では次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第2号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より報告第2号につきまして、補足説明させていただきます。

番号1番2番につきましては、高齢化に伴い、●●●●氏が耕作できなくなったため解約するものとなっております。

番号3番につきましては、●●●●氏が相続により取得した賃貸借契約となっておりますが、今後農業が続けられないため解約するものです。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら、挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑無しと認めます。では次に進みます。

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より議案第1号につきまして、補足説明させていただきます。

議案書と同じく配付いたしました、お手元の別添農地法第3条の調査書をご覧いただければと思います。片面刷りのものとなっております。

事務局

こちらに3条の許可要件が記載されております。番号1番から5番につきまして、それにより農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

また、番号1番につきましては、売買金額が10アール当たり約11万6千円と周囲より安くなっておりますが、家の前の小さな農地も含まれること、1筆につきましては組田となっていることも加味しまして、双方合意の上この金額となっております。所有権移転後は、飼料米を耕作予定となっております。

また、先程お伝えした組田となっている1筆につきましては、組田となっている方の同意書もいただいております。

以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

佐々木博委員

はい、議長。

会長

8番、佐々木博委員。

佐々木博委員

はい、8番の佐々木でございます。

この案件は、地元の方の関係になるわけですが、今回相続を受け、この方が売買で取得する面積、6反程と若干少ないんですけども、その部分はこの●●●●さんの方で自分で耕作されるのか、確認です。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

8番、佐々木博委員にお答えいたします。相続した農地につきまして、今回売買の対象となっていない田んぼにつきましては、農道に現在なっておりますが、こちらの農地の入り口となっておりますが、ご自宅の入り口ともなっておりますが、そちらもお渡しすると家への侵入が難しくなるために、所有権移転は今回しなかったものです。

営農につきましては、今後の営農のためにそちらの通路、農道となっている部分につきまして、使用するという承諾につきましては●●さんから同意書をいただいておりますので、営農は問題ないものと考えております。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

佐々木博委員

はい、わかりました。

この金額もですね、かなり安くて、相場的なところでの話し合いではなくてですね、何かプライベートな事情があったものと推測されるわけですが、これはやっぱり例外的な金額として、地元委員として認識していればいいのかと。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

売買契約につきましては、先ほどお伝えしましたとおり、宅地の前の小さな田んぼも含まれること、また1筆については組田となっております耕作に不便なことから、この金額となっております。この金額につきましては、相続した●●●●さんの方からこの金額での売買を提案されたものでありまして●●さんのほうもその金額で合意してこの金額となっております。

以上でございます。

白澤和実委員 はい、議長。
議長 はい、14番、白澤和実委員。
白澤和実委員 どちらも●●さんとなっていますが、縁故関係はないんですか。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 14番、白澤委員のご質問にお答えします。
同じ名字ではございますが、ご親族でないことは確認してございます。
白澤和実委員 よろしいですか。もう1点、よろしいですか。
農道が農地だという話ですけども、町道になってないんですか。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 14番、白澤委員のご質問にお答えいたします。
あくまでも農道であり、町道の認定は受けていない場所でございます。
以上でございます。
白澤和実委員 ほとんどの家って町道から入っていくものじゃないかな。町道になっていないって
おかしくないですか？
議長 それでは、町道の関係の確認のため、休憩とします。

(休憩 14:03)
(再開 14:11)

議長 それでは再開いたします。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 14番、白澤委員のご質問にお答えいたします。
農地の売買に上がらない農地につきまして、農作業のための通路として使っている
部分がお家に入る進入路にもなっているという回答につきまして、町道ではないかとい
うご質問でしたが、町道でお家に入る接道が別にあるとしまして、それとは別に農作業
用の進入路として使われている道となっております。
この道路以外にも一つ、家の前の農地を売却しておりませんので、そちらの農地の
侵入路ともなっておりますので、今回売却の中には入っていないような状態となつて
おります。
以上でございます。
議長 よろしいですか。それでは、ほかに質疑ございますか。
(「なし」の声あり)
議長 それでは質疑なしと認めます。
それでは、挙手により表決に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定につ
いて、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手多数(全員))
議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。

議長 次に進みます。

日程第8、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、を議題といたします。

議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第2号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。

議案第2号の番号1番につきまして、番号1番の申請位置は、役場西側約2.4キロに位置しております。6ページ目に地図がございますので、そちらを確認していただければと思います。こちらは市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在する場所となっております。

こちらの案件につきましては、所有者さんが空家となっている家を売却するために地目を調べたところ、農地であることが発覚した案件でございます。

続きまして、番号2番につきまして、7ページ目の地図をご覧くださいと思います。こちらは役場南西側約2.8キロに位置しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。こちら10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

以上でございます。

議長 それでは、5月13日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

白澤克美委員 はい、議長。

議長 4番、白澤克美委員。

白澤克美委員 4番、白澤です。先日、5月13日に現地調査に行っていました。佐々木達也委員とそれから藤原主任主事と3人で行ってまいりました。

当該土地はですね、昭和62年頃から事務所用地として使用されておりました。この度、空家売却のために地目を確認したところ、農地であることが判明しました。

この案件は20年以上前からの案件で、農地として原状回復は困難であることから、農地法の適用外もやむを得ないと判断するところであります。

2番目の●●さんですが、当該農地はですね、昭和37年以前から防風林が植えられ宅地の一部として使用されておりました。この度、空家の解体のために地目を確認したところ、農地であることが判明しました。

20年以上前からの案件であり、農地としての現状回復は困難であることから、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断します。

議長 その他、補足説明がありましたらお願いします。佐々木達也委員。

佐々木達也委員 ありません。

議長 それでは、質疑に入ります。

質疑がございましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 適用外証明の現地記録簿を受けてですね、内容についてお伺いいたします。
意見の中に、これは1番の●●さんの方の空家売却のためにという中身がありますが、これ、農地付き空家に該当しますか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。

こちらは売却する予定の空家の前にある農地ではございますが、現況農地として耕作されているような状態ではございません。

家の後ろと隣につきましては、休耕田のような、耕作はされておきませんが農地でございます。今回空家を購入する方が、家の周りの農地については購入しないというご意志がございますので、農地付き空家としての売却は今回はしないということになっております。

以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 関連して伺います。

今まで、こういう事案が上がってくる場合は、農地付き空家という制度を十分に活用して整理しましょう、という趣旨で、下限面積を定め整理してきたところですが、この事案について該当させていないところを事務局はどのように判断していますか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 空家に付随する農地として適用させるか否かにつきましては、空き家を購入する方が農地を所有し、耕作する意思があるかということが重要でございます。購入するご本人さんに意志がありましたら、積極的にそちらの制度を活用して所有権移転を行います。購入する方に農地を所有し、耕作する意思がないのであれば、適用させるのは難しいと考えます。

空家に付いた農地を耕作する方について、購入を希望する方のために制度を活用すると考えております。

以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 空家の処理に課題となったのが、いわゆる周りに農地があって取り込まなければなかなか売却が進められない、だから下限面積を設けて、空家に付随する農地も一緒にやることで処理ができるというふうに整理したわけですね。今回、この空家には農地が付いている、農地が付いているってことは農地付き空家で処理するべきものではないかなと思うんです。

適用外証明は、その方が、現在持っている方がいろんな事情で届け出なり承認を得ていないっていうところに対して、救う手段に整理される。

そこを事務局はきちんと1回整理して上げた方がいいですよ。以上。

川村和男委員 はい、議長。

議長 はい、7番、川村和男委員。

川村和男委員 7番、川村です。今の適用外にするに対して、この●●さんという人は、家を壊して売るわけですか。

議長 今のは●●さんの件です。

川村和男委員 あ、●●さんか。

佐藤俊孝委員 さっきの質問を棚上げにしてさ、次に進むと話がごちゃごちゃになるから、会長ちゃんと整理してさ。

議長 ちょっと待って下さい。まず佐藤委員の質問にお答えしてからです。

事務局 今、佐藤委員から意見が出されましたので、それに対して事務局から。

議長 はい、議長。

事務局 はい、事務局。

議長 11番、佐藤委員のご質問にお答えしたいと思います。農地付き空家の制度につきましては、空家に付随する農地につきまして所有し耕作する意思のある方に対して、5反歩以下でも所有権の移転ができるように進めるものでございます。

(「1アールでしょ」の声あり)

1アール以上の農地取引について認めるものでございます。

なので、空家に農地がついているからと言って、強制的に1アール以上で所有権移転を促すものではございませんし、今回は制度について知った上で農地は所有しないという回答をいただいております。

また、現地調査の適用外証明現地調査記録の写真をご覧いただければと思います。写真番号1-1につきましては、以前会社が入っていた場所で、現在は倉庫として使用されておりますが、宅地化されておりました農地として復元するのは不可能な場所でございます。また、1-2につきましても耕作はされていない状況で、写真1-2をご覧いただければわかるとおり、現在耕作できない場所でございますし、1-2をご覧いただければと思いますが、こっちの形としても、営農するにはかなり難しい場所となっております。こちらにつきましては、もう既に宅地の一部、庭として使われているような状態であり、やはり営農は難しいと判断したため、今回は空家に付随する農地ではなくて、適用外を提出していただきました。

以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 関連して質問しますが、やむを得ない理由を述べるという前に、今おっしゃってる中身は、一部は組み込まれるやに思います。ただ、今までも適用外申請をして庭になっているようなところに対して、藤原さんも出席されてわかっていると思いますが、どのような指導をしてきたか。同じような事例をもって、2つの方針を示すようなダブルスタンダードみたいなことはあり得ないわけですよ。

だから、ここの前の庭みたいになっているところは、適用外申請に当然ならない今までの指導ですよ。相手の方に適用外申請がやむを得なくて言った場合はほとんどが、その所有者が手続きを失念していて経年になっていたから元に戻せないんだけど、っていうところが事例として出てくるケースの多々ですね。そのときになぜ今それに気が付いたの？というところを問いただすわけですね。意図的であるかないかを確認しなければならない。この場合、庭ですからこの事例だけ見たら今までの指導内容は、耕運機なりかけて耕起してください。農地として扱えるようにしてください。こういう低木であれば、根こそぎ抜けることもあり得るんですよ。そういうような指導をやってきてたわけですよ。

ここの場合だけ、いや、こういう状況だからいいんだ、というふうに事務局が判断するならば、今までの対応はどうだったのかな。今まで指導されてきた農家の方にとってはこういう事例が出てくると、うちの場合だってこれでいいんじゃないの、そういう意見を持ってしまう方が出かねない。

だからダブルスタンダードは避けたほうがいいと思う。今までのその指導内容については会長も出席されてて、その辺はよく見ていらっしゃる。だから、こういう事案が上がってきたら今度はどうだろう、1回揉んでいただいてね、時間かかるかもしれないけども、そうしないと、これまで指導してきた内容と今回の事案内容が乖離してしまう。別の判断を持ってるというふうになってしまうので、よくそこは整理しなければならないなというふうに感じます。

すいません、今まででこういう内容で現地調査に行った委員の方々の意見も伺いたいと思いますので、会長からも意見を言ってください。

議長

そうですね、こういった似たようなのがあります。本人なりに、やっぱり戻してとかそんな指導をしてきましたので、似てるのですけれど、今回のこういったこと、適用外というのもそうですけれど、ここ農地であれば戻せるのであれば戻すと。ま、耕作しなくても農地でありますから戻すというようなご指導してまいりましたので、そういったものに似てますね、佐藤委員が言ったとおり。ほかの委員さんも適用外で現地調査した方が、結構ありますので。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

佐藤さんの言っているのは全く正しくて、ただ、ここのお母さんもお嬢さんもういない。これをだから手放すというときに、これを農地に還元する人が誰かいるかっていうことを考えると、買ってくれる人をお願いをするか、今の持ち主をお願いするかというのをね、ちゃんと話だけはすることは必要だし、買った人と売主の判断を求めないと勝手に何かうちの方でイエスノーなんか言えないような気もするんです、これ。

特にこの家を、本人は生きているんだけど家を出たっていう場合で、独身です、それでご家族の方、東京からの方で、農地だけはうちの方で受けてますんでこの家の前の農地を最悪受けてもいいんだけど、この自宅の前の農地だけはちょっと受けられないというのが本音です。

議長

高原委員さん、何かありますか？こういった場合のケースとか。

高原弘明委員

非常に難しい判断だと思います。ただ、この売主と買主の間の売り手と買い手との間に因果関係っていうか、例えば何か全く他人なのか、その間にどういう形で入って今回売却しているのかというのは、ちょっと見えない部分がありますけれども、ただ、買い手がはっきりわかっていてそれで耕作の意思がないと言っている中で、購入しようとしている区画がですね、果たしてそういった状態で売却ができるのかという状況も踏まえて、総合的に考えていかなきゃいけないのじゃないかなと思っております。ただ、なんていうかな、その売り手と買い手のどういう因果関係があるのか、そこが見えてこないのので何とも言えないってところがあります。

議長

川村和男委員、何かこの件に関しての意見は。今の。

川村和男委員

はい、議長。

議長

はい、7番、川村和男委員。

川村和男委員

7番、川村です。この、農家が家を建てたすぐ周りに農地があって、それを利用して防風林にしたり、様々なことをやっているところがいっぱいあって、そこがどこかに売るとなったときに、それが故に何も手続きできないってことになってしまうので、これも農地だからって木を倒してもう1回耕作しなさいって言っても無理だと思います。

ですからやっぱり農業委員会とすれば、確かに正論から言えば「農地だから戻せ」と、農業委員会はそういう趣旨だとは言いかねないけど、こういうところがいっぱいあって、もうどうにもならない空家になってしまうところがいっぱいある。うちの部落にもあります。

だからやっぱりこういうふうなところは、特例で適用外にするべきだと私は考えます。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

今の内容についてですね、「あるべき姿」と、それから「特例という扱い」と整理しないと、ごちゃ混ぜになるんですよ実は。

今、川村さんがおっしゃるように、屋敷木となっている木までね、おがってるようなところを農地に戻せ、これは当然不可能な話です。

そういう話であれば言わないんですが、先程来言っている低木が庭木みたいになって雑草が出てきてるような手が入っていないような農地が見えたら農地に戻しましょう、という形で今まで指導して来てる。そこはそこで変えてはならないって言っているんです。

適用外として、そこは使うべきじゃない。

で、今みたいにその農地付き空家という中で整理するのであれば、そこはそこの中で今までやってくれる判断を作ったわけですよ。

家の前に畑があってそれが荒らされて灌木も入ってきたというようなところを、じゃあ農地が農地でついているから新規参入者の扱いにして、そこを一緒に合わせて買ってもらいましょう、空家対策にもなるぞ、というふうに作ってきた。今みたいな事例をそういうのに該当するかどうかっていう検討を行うことで、問題の整理はしやすいだろうと思うんです。

佐藤俊孝委員　でもこれ、そういう意志が一切なくて適用外証明で行きましょうっていうふうに、もし5役の中で揉んで決めたとであればそういう経緯をお話してもらえれば、ここにいる委員の方々は理解しやすいと思います。そういう順番で言っていただければ、もっとわかりやすいかなとは思いますが。

議長　今いろんな意見をいただきましたけれども、ほかにご意見はございませんか。

川村和男委員　はい、議長。

議長　はい、7番、川村和男委員。

川村和男委員　7番、川村です。今のこのような件がいっぱい出てきて、いずれ、例えば区画整理して田んぼ作ってちょっと余ったところが屋敷に入ったと。そういうところに農地が残っているのもあるし、そこに木を植えたときに、木を倒して畑に戻せなんて言えないと思うんですよね。いろんな条件があって、そこでこの申請があって、現地を見て、そしてやっぱりだめだというときは、適用外証明を出すのも、そういう使命ではないですか。

だから皆々反対だと、屋敷周りに木を植えて畑は畑だから戻せって、それは無理だと思います。やっぱりそれを現地を見た人が、行って見てこれは無理だとなったらばそれをやってあげるのも農業委員の使命ではないですか。私はそう思いますけれども。

熊谷洋司委員　はい、議長。

議長　はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員　5番、熊谷洋司です。僕はちょっと、佐藤委員それから川村委員さんの話を聞いてですね、ちょっと整理すれば、現地を見た方がですね、適用除外だということであれば、それをなんかコメントとしてつけて会議に上げればですね、その説明を見てきた方から再度確認すれば皆さんも納得すると思うんですけど。でなければ本質から言うと却下になるんだろうけども、いろいろその諸般の事情を考慮してこうなりましたという調査の方のコメントを付けて、それをこの農業委員会の総会で確認して判断したほうがいいんじゃないですか。

要はその、適用除外の範囲をある程度決めてあげれば、あまり判断に迷わないと思うんですけど、現状のままだとそれが不確定な感じなので、そこの取り決めをしてもらえればと思います。

白澤和実委員　はい、議長。

議長　はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員　14番、白澤です。適用除外を認める文章に、しっかりと真ん中に足すべきだと思います。なぜその三角の土地が残ったのか、だから例外的に認めてもいいのではないかという意見をつけてもらえばいいと思います。

それをみんなが議論して、特例を認めようというのであればいいと思う。私、この文章、足りないと思う。

佐藤俊孝委員　はい、議長。

議長　はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。この意見内容をね、事務局が素案を作って、そこに行った委員さんがこの内容でいいよって、そういう流れ方ということではオーソライズされません。さっき熊谷さんから別な意見が出てきてますけれども、この委員会はそのためにあるんです。要は、今までの許可なり認めてきたものとか、新たなものが出てくるとか、いろんな形が出てきた場合に整理しながら、こういう意見内容についてはどうなんだろう、と言うためにこの場で報告の内容を検討しているわけです。

よって、今、白澤委員さんがおっしゃったように、この中に何の言葉を足せば、今までの許可してきた内容と今回の事案が齟齬が無いようになるのか、っていうところを見極めるべきなんです。私はその意見に大賛成です。そうでないとね、これから出てくることに対しての振り分けの見方が出てこない。やはり、ぜひそこをね、会長、その言葉を足すなり内容を皆さんにお諮りして、意見の修正をしてはどうでしょうか。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

14番、白澤です。今の件の関係で、やっぱり文章を足したほうがいい。で、みんなが議論して、これはやっぱり認めようということにしたいと思います。基本的にはいいと思うんですけども、この、地区外と書いてあるところの周りの35-3とか35-2っていうのが、区画整理された時の残り。今の方の責任ではなくて、多分昭和40年ぐらいの時に半端に残したところを、●●●さんに「勝手に使ってください」って言って、多分この三角を渡したと思います。そこを今、駄目って言うてもしょうがないので。ましてや家を出てしまった人に、それをね、責任を持ってこれを直して草を取ってって言うのは、ちょっと現実にそぐわないと思います。

あとは建物ですよ。72-3のところ。これって多分、矢巾町のほうで建築確認は多分、認可してるんだと思うんです。許可が必要な大きさではないような気がします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

ただ今の、14番、白澤委員のご質問にお答えいたします。

番号1番の北伝法寺11-72-3に建っている建物につきましては、建設当時は事務所として建てられまして、今は物置となっております。現在は物置として使われているため、面積的にも小さく都市計画上問題はないということを確認して適用外証明を上げているものでございます。

以上でございます。

熊谷洋司委員

はい、議長。

議長

はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員

5番の熊谷ですが、今、この確認申請が出ていないとすれば10㎡以下なんですね。

事務局

はい、そうです。

熊谷洋司委員

了解しました。

議長 今、皆さんからいろんな意見ありましたし、こうすれば納得するといったようなこともありました。ちょっと足りないと思いますが、とりわけ今の案件に関して、どのようにしますか。このような書面をつけて納得いく特例とかということにするのであれば、それなりの必要な書面をつけていないという意見がありますけれど、とりあえず今のところこのような事に関して、もう1回、ちょっと休憩して意見を修正して、それから表決を取りたいと思います。

佐藤俊孝委員 先程来、白澤さんと私が言っている意見というのは、ここの意見書の中に内容が足りない部分があるから、それを追記して、理解できるようにしたらどうなのっていう意見を言ってたんだから、そこをお諮りしてください。

議長 それでは、この今のところをもう1回再度意見を確定して皆さんにお示しして、それから採決というふうに、そう進めます。現地調査した委員と事務局さんで、願います。

15時10分まで休憩とします。

(休憩 14:55)

(再開 15:10)

議長 それでは再開いたします。

それでは先程の件についてですね、実際現地調査をした方々に、もう一度意見調書を述べていただきたいと思います。

白澤克美委員 はい、議長。

議長 4番、白澤克美委員。

白澤克美委員 4番、白澤です。それでは説明のし直しをいたします。

まず1番目、●●●●●さんの物件ですが、意見として、当該農地は昭和62年頃から事務所用地として使用されてきました。このたび空家売却のため地目を確認したところ、農地であることが判明しました。当該農地はですね、昭和40年代に基盤整備事業により、不成形の形と、非常に狭くてですね、農地が残された物件でございます。そのためですね、営農するには非常に現実的ではない、と言えると思います。

そのため、現状の状況ではですね、農地の回復はちょっと無理だろうということで、適用外をするにやむを得ないと判断したものであります。あと、補足としまして1と2の写真、草というか茂みが写っていますけども、実際は農地の面積はこんなに広くはありません。全体像がその全部に見えますけれども、真ん中にちょっと枝のようなもの、木が立っていますが、ここを中心として奥の方へずっと斜めに行ったところ、極めて狭い土地です。こんなに広い面積ではございませんので、誤解のないように見ていただきたいと思います。

以上です。

議長 今、ご説明、意見を述べていただきましたけれども、この件に関してこれから反対討論と賛成討論の質疑を取りたいと思いますのでよろしく願います。反対討論ということで何か質疑ございますか。

佐藤俊孝委員 まだ、意見調書の資料を示していないでしょ。

議長 今ご説明いただいて、お示ししたわけですが、皆さんは分かっていたかと思しますので、それに対しての反対・・・。

佐藤俊孝委員 質問意見の話を話っていないでしょ、議長。

議長 失礼、質問あればそういった方向性、今の説明がございましたけども、これに関してもう一度質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質問なしと認めます。

それでは討論ありますか。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 14番、白澤です。私、まず1番の物件については許可をお願いします。

さっき言ったとおり、長四角の土地が基盤整備して取ったために残った土地です。まず1か所、克美委員さんが話したとおり、細長く残ってしまって、使い勝手が非常に困難な土地です。ここに、昭和40年代ですから、土地に木を植えてしまった。残った土地を自分で使ってください、というような形で分筆したのだと思います。

で、反対側の土地は建物前になっていまして、これが建てた●さんというかおじいさんは4年くらい前ですかね、亡くなってしまって、この奥さんそれから娘、●●●さんが娘さんですが、この方、多分、農地であったということを初めて知ったと思うんですね。

違反する気はもう全然なくて、ましてや農地を整理するために出てしまった半端な土地ということもあって、これは私は認めてあげたいなあと思います。

議長 はい、白澤委員さんの方からご意見がございました。皆さんよく検討していただいたと思いますけれど、ほか、反対討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論無しと認めます。採決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(14名))

議長 挙手14名ですので、許可相当として意見することに決めます。

次に進みます。

日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

(議案第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 補足説明はないそうなので、質疑に入ります。質疑がございましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは討論もなしと認めます。

それでは挙手により、表決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長

挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。

以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。

みなさま、大変お疲れ様でした。

(終了 15:21)

以上は、令和4年5月20日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和4年第5回矢巾町農業委員総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番
